

1 目標

- (1) 人間的な触れ合いや自己への挑戦を通して、知識・技能、責任感、連帯感などを育成する。
- (2) 知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育成する。

2 現在設置している部活動

- | | | | |
|------------|---------|----------|------------|
| ・硬式野球部 | ・陸上部 | ・ソフトテニス部 | ・レスリング部 |
| ・ローイング部 | ・サッカー部 | ・バドミントン部 | ・アーチェリー部 |
| ・バスケットボール部 | | | |
| ・吹奏楽部 | ・陶芸部 | ・写真部 | ・美術部 |
| ・茶華道部 | ・ものづくり部 | ・ダンス同好会 | ・バレーボール同好会 |

3 本年度の部活動

(1) 休養日について

① 学期中

- ・ 週当たり2日以上の休養日を設ける。

平日：休養日を1日設ける。

丸1日を休養日とすることが困難な場合は、午後練習と翌日の朝練習を休みにし、併せて丸1日として設定することも可能とする。

休日：土曜・日曜のいずれか1日を休養日とする。

大会参加等により活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

② 長期休業中

- ・ 学期中に準じた扱いとする。
- ・ 部員が十分に休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の長期休養期間を設ける。

(2) 活動時間について

① 学期中

- ・ 長くとも、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

② 長期休業中

- ・ 学期中に準じた扱いとする。

(3) 定期考査中(考査発表日から考査終了まで)の活動について

- ① 活動を希望する場合は、「定期考査中の部活動許可願」を部顧問が考査発表までに提出し、学校長の許可を得なければならない。

- ② 練習時間については次のとおりとする。

平日：2時間以内(朝練を含む)

休日：2時間以内

- ③ 休養日については、学期中に準じた扱いとする。

- ④ 期間中の練習試合や他校との合同練習は原則認めない。

但し、考査終了後15日以内に公式戦が控えている場合、土曜か日曜日のいずれか1日に限り認める。その際、活動時間は4時間以内とする。

なお、公式戦とは岡山県高等学校体育連盟「種目別スケジュール表」、「岡山県高等学校野球連盟事業計画」、「岡山県高等学校文化連盟事業計画書」に記載されている大会・事業等を指す。

- ⑤ 期間中に公式戦が行われる場合、考査発表までに部顧問が活動計画書を提出し、生徒派遣委員会で承認を得て出場が認められる。

(4) 大会参加、県外遠征等

- ① 主催者が高体連・高野連・高文連以外の大会等に参加する場合、大会参加許可書を事前に提出すること。

- ② 県外遠征等は年度当初に県外活動計画書を提出し、事前に実施要項に保護者の承諾書を添えて提出すること。

(5) その他

- ① 休養日、活動時間が原則を外れる場合は、休養日を1日以上設け、活動時間が週16時間程度を超えないものとする。

4 その他

(1) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組

- ① いかなる理由があっても体罰・ハラスメント等は決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。

- ② 4月、9月：部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。

(2) 部活動顧問会議について

- ① 年間で3回を目途として開催する。

- ② 顧問間の情報交換を図るとともに、安全確保や事故発生後の対応、不適切な指導の防止等について研修を行う。

(3) 年間計画書と月間計画書について

- ① 部顧問は年間活動計画並びに月間活動計画及び活動実績を作成し提出する。

(4) その他

- ① 生徒との携帯電話の使用、自家用車への同乗、部費の取扱いについては、校内ルールを遵守する。